

<議決権行使ガイドライン>

項目	議案	個別精査に該当する主な基準
株主還元	剰余金 処分	<ul style="list-style-type: none"> ・ 上場会社において、配当性向が著しく低い場合（配当性向 20%未満） ・ 上場会社において、十分な資金を有するにもかかわらず継続的に低水準の配当（3 期連続で配当性向 30%未満）を行う場合 ・ 財務の健全性を損なう可能性がある配当を行う場合（赤字配当、配当性向 100%超）
コーポレートガバナンス	取締役選任・構成	<ul style="list-style-type: none"> ・ 取締役候補者が、法令違反や反社会的行為等、不祥事により社会的信用を失墜させ、企業価値を毀損させている場合 ・ 当社の重点取組みテーマ（気候変動等）である ESG 課題について、取組みの改善が見られない場合 ・ 継続的に業績不振である場合（3 期連続で最終赤字、または 3 期連続無配。加えて、上場会社は 3 期連続 ROE が 5%未満の場合） ・ 上場会社において、独立社外取締役候補者の独立性に問題がある場合 ・ 上場会社において、独立性のある独立社外取締役の人数が以下に該当する場合 <ul style="list-style-type: none"> ① 東証 1 部上場会社および上場子会社：取締役総数の 3 分の 1 未満 ② 東証 2 部上場会社：複数名未満 ③ ①・②以外の上場会社：存在しない ・ 上場企業において、社外取締役候補者の取締役会への出席率が、合理的な理由なく低い場合（出席率 75%未満） ・ 上場会社において、政策保有株式が一定割合以上かつ資本効率を低下させている場合（政策保有株式が純資産の 20%以上かつ 3 期連続 ROE5%未満） ・ 剰余金処分議案が提案されていないが、「剰余金処分」の個別精査基準に該当する場合
	監査役選任	<ul style="list-style-type: none"> ・ 監査役候補者が、法令違反や反社会的行為等、不祥事により社会的信用を失墜させ、企業価値を毀損させている場合 ・ 上場会社において、独立社外監査役候補者の独立性に問題がある場合 ・ 上場会社において、社外監査役候補者の取締役会、監査役会への出席率が、合理的な理由なく低い場合（出席率 75%未満）
	会計監査人選任	<ul style="list-style-type: none"> ・ 会計方針に関する見解の相違から会計監査人を変更する等、妥当性のない会計監査人の変更を行う場合

<議決権行使ガイドライン>

項目	議案	個別精査に該当する主な基準
コーポレートガバナンス	贈呈 退職慰労金等	<ul style="list-style-type: none"> 贈呈対象者が、法令違反や反社会的行為等、不祥事により社会的信用を失墜させ、企業価値を毀損させている場合、または贈呈金額が高額な場合 継続的に業績不振である場合（3期連続で最終赤字、または3期連続無配。加えて、上場企業は3期連続ROEが5%未満の場合） 贈呈対象者が社外取締役または社外監査役の場合（ただし、退職慰労金制度の廃止に伴う打ち切り支給を除く）
	改定 役員報酬等	<ul style="list-style-type: none"> 対象者が、法令違反や反社会的行為等、不祥事により社会的信用を失墜させ、企業価値を毀損させている場合 継続的に業績不振である場合（3期連続で最終赤字、または3期連続無配。加えて、上場企業は3期連続ROEが5%未満の場合）
その他	インセンティブ報酬	<p><「譲渡制限付株式報酬」「業績連動型株式報酬」「ストックオプション」></p> <ul style="list-style-type: none"> 権利付与対象者に、取引先等、企業価値の増大に寄与することが期待できない第三者が含まれる場合 権利付与対象者に、監査役が含まれる場合 権利付与対象者に、社外取締役が含まれる場合 権利行使により取得される株式が発行済株式数に対して5%を超える場合 発行済ストックオプションも合わせ、潜在的希薄化率が10%を超える場合 （ストックオプションのみ）行使価格が市場価格未満である場合、または未行使分の行使価格を引き下げる場合 <p><上記以外のインセンティブ報酬></p> <ul style="list-style-type: none"> 「譲渡制限付株式報酬」「業績連動型株式報酬」「ストックオプション」以外のインセンティブ報酬が提案された場合
	定款一部変更	<ul style="list-style-type: none"> 授権資本の増加 新種の株式の発行 取締役任期の延長 剰余金処分の取締役会への授権 事業目的の変更により、企業価値を損なう懸念があると判断できる相応の理由がある場合 上記以外で株主の権利に大きな影響を与える場合

<議決権行使ガイドライン>

項目	議案	個別精査に該当する主な基準
	買収防衛策	<p>以下のいずれかに該当する場合、原則として反対する。</p> <p><業績・ガバナンス></p> <ul style="list-style-type: none"> ・継続的に業績不振かつ配当性向が著しく低い場合 （継続的な業績不振は3期連続で最終赤字、または3期連続無配。加えて、上場企業は3期連続 ROE が5%未満の場合） （継続的に著しく低い配当性向は3期連続で配当性向20%未満。ただし、3期のうちいずれかで総還元性向が20%以上である場合は該当しない） ・上場会社において、独立性のある独立社外取締役の人数が取締役総数の3分の1未満 ・取締役の任期が複数年の場合（ただし、買収防衛策の発動に際し、株主総会等の開催が必須の場合を除く） ・その他、業績・ガバナンスについて懸念される事項がある場合 <p><買収防衛策のスキーム></p> <p>買収防衛策の内容について、以下の事項に該当する場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・企業価値・株主共同の利益の確保・向上を目的とすることが明確でない場合 ・有効期限が3年超、または定められていない場合 ・買収防衛策の発動に際し、経営陣から独立した社外役員等によるチェックが行われる措置等が取られていない場合 ・経営陣の保身のための発動が可能な場合 ・買収者に割り当てられた新株予約権を、対価を交付して取得できる場合 ・黄金株や複数議決権行使株が発行できる場合